

令和4年12月16日

令和5年度税制改正大綱について（コメント）

（一社）日本ビルディング協会連合会
会長 木村 恵司

令和5年度与党税制改正大綱において、当連合会が要望していた不動産に関わる税制上の特例措置の延長等が決定されたことを評価したい。

特に、長期保有事業用資産の買換え特例については、コロナ禍からの経済回復の動きが依然緩やかにとどまる中、土地の需要を喚起し、都市の国際化や情報化、脱炭素化など新たなニーズに対応したビル事業への積極的な投資を促進するうえで極めて有効な措置であり、今般、その延長が認められたことは、大変意義深いものと高く評価している。

ご尽力頂いた関係者の皆様に、心より御礼申し上げたい。

なお、今回要望を行った土地に係る固定資産税に関しては、今後行われる評価替えに向け、その負担のあり方につき議論を重ねていくことも重要と考えている。

当連合会としては、今回の税制改正も踏まえ、良質なオフィスビル環境の提供を通じ、引き続き、我が国経済の成長力・国際競争力の維持・向上に貢献するとともに、都市再生と地方創生の推進に寄与してまいりたい考えである。